

## 第7号議案

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

### 提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況等に鑑み、水道企業職員の給与の改定、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年豊後大野市条例第 235 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 項中「公務」を「の公務」に、「勤務した」を「おいて勤務した」に、「職員には」を「職員には、」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務した」に改める。

第 20 条第 3 項中「、第 6 条及び第 7 条」を「及び第 6 条」に、「第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、「  
(4) 重度心身障害者  
(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)  
」とする。